

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○浮島委員長 次に、中根康浩君。

○中根（康）委員 民進党の中根康浩でございます。

さすがに、野党筆頭理事の近藤洋介先生の質問で、今も維新の木下さんも、ほとんど質問すべきことは近藤先生がやっちゃったね、こんな話をしてもらったわけでありますが、厳しくも愛のある近藤先生の質疑に引き続いて、ちよつとすき間をお尋ねするような質問ばかりでありますけれども、お時間をいただきましたので、質問していきたいと思えます。

きょうの質問に当たって、一度地元の信用保証協会、何とはなしに訪ねておかなければいけないなと思つて行ってまいりましたら、その入り口の壁に、反社会的勢力とは取引をいたしません、こういう大きなポスターが掲示をされておりました。信用保証協会への保証申し込みやあつせんなど

の名目で不正に会費や調査料や手数料や賛助会費などを要求する悪質な仲介者や暴力団関係者などがあるということでございます。

このことに対する保証協会あるいは経産省の取り組みであるとか、あるいは、被害が生じているかどうか、こういう実態についてまずお伺いをしたいと思えます。

○吉野政府参考人 お答えいたします。

信用保証を利用する中小企業から手数料を徴収するいわゆる金融あつせん屋でございますけれども、この被害は、平成十二年ごろ、金融安定化特別保証を通じて金融システム不安への対応を実施していた時期に多く発生したものと承知をしております。

このため、監督官庁としては、保証協会に対しまして、金融あつせん屋が介在する場合は保証承諾を行わないこと、新規に保証利用する経営者には面接や実地調査を行い、金融あつせん屋等の第三者介在がないことを確認することといった対応を徹底することを指導してきているところでございます。

最近はその被害がほぼないものと承知しておりますけれども、引き続き指導を行うとともに、状況を注視してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○中根（康）委員 平成十五年ごろこういう事例が頻発をしたということでありますが、もう十年以上たつていて、なお一番真っ正面にポスターが掲示されていたということは、引き続き警戒態勢をとり続けている、こういうことであろうと思

ますが、そのおそれがまだあるということであるならば、最近、特に暴力団の活動が活発になってきたという報道もありますし、なかなかしのぎを集めるのが大変だというような話も聞きますので、こういうことに対する警戒心は引き続きとつていくということであろうと思えますので、よろしくお願いを申し上げます。

生産年齢人口が減少しているということがいろいろな経済社会に対して悪影響をもたらしているということ、これまでもたび重ねて議論をしてきたわけでありましたが、総理も世耕大臣も有効求人倍率が高くなつたことをアベノミクスの成果だと誇つておられるわけでありますが、これは人口減少が、生産年齢人口の減少が大きな要因ではないかとも我々は見ているわけでありまして、必ずしもアベノミクスの成果のみではないのであろうというふうに思っております。

安倍総理の答弁で目立つのは、自分の都合のいいところだけ焦点を当てているということ。例えば、百万人雇用をつくった、こう言うわけでありますがけれども、内訳で見ると、東日本大震災以降の二〇一二年から二〇一五年で、正規雇用は三千三百四十万人から三千三百三十三万人と二十七万人減っているという数字もあるわけでありまして、非正規は一千八百十三万人から千九百八十八万人と百六十七万人ふえているということ、百万人雇用がふえたふえたといつても、その中身が重要なことであるということは世耕大臣はわかっています、安倍総理に平仄を合わせている、こういうことであろうと思えます。

希望出生率一・八％はなかなか実現する見込みが立たない。介護離職ゼロなどは、介護報酬の引き下げなどによって、全くこれは逆行するような政策が打たれている。物価上昇率二％も実現する見通しが立たない。こういうことでありまして、こういう数字に対する誠実な発言は、安倍総理を初めとする安倍内閣からは聞こえてこないというのが大変残念だということをまず申し上げておきたいと思えます。

人口減少で人手不足、だから、生産性の高い産業構造への転換が不可欠だ、つまりは新陳代謝が必要だということでありますが、これは言うのは簡単でありますけれども、実際に行うのはかなり難しいことだというふうに思います。

赤字法人は退出を願いたいと言うことは簡単ではありませんけれども、もうここにいらっしやる議員の皆さん、同じように感じ取っておられると思いますが、地元を回っていても、赤字法人であっても、それぞれの企業の社長さんは日々油まみれになって、汗まみれになって最前線で頑張っているということとは理解できるわけでありまして、それで技術を支え、雇用を担っているわけでありまして。

まさにここに、中小企業こそ地域発展の核であり、中小企業あつてこそ、地域が豊かになり、にぎわいを創出できるということを実感できるわけでありまして、こういう姿を見て、やめたらどうですか、そろそろ引き際ではないですかということとを私は言えないと思っているわけでありまして。大臣は、それでも生産性向上のため、あなた、や

めた方がいんじゃないですか、金融機関の貸し渋りや貸し剥がしも仕方ないんじゃないですかということをおっしゃるのでしょうか。

あわせて、それでも新陳代謝が日本経済にとつて必要とするならば、生産性の低い事業が退出しやすい環境を政府は整えていかなければならないわけでありまして、それは経営者にとつても、従業員にとつても、取引先にとつても、あるいはサービス業の場合であれば利用者にとつても十分配慮されたものでなくてははいけません。それがたとえ赤字であったとしても、果敢にリスクをとってチャレンジし、日本経済を支えてこられた中小企業経営者に対する尊敬と感謝の気持ちをあらわすことであるというふうに思います。

退出支援はこの保証制度の中でどうなっているか。その他の支援策とあわせて、先ほど申し上げましたように、頑張っている中小企業経営者にやめたらどうですかと本大臣は言えるのかということと、退出支援策がどうなっているかということと、あわせて御答弁をいただければというふうに思います。

○世耕国務大臣 私も気軽に、頑張っている中小企業の皆さん、やめればいいんじゃないかということを冷たく考えているわけではありません。

私、いろいろな各国の経済担当閣僚と議論する中で、やはり日本の中小企業はすごいねということとを非常に言われます。中小企業、もつとうちの国へ進出してくれとか、日本の中小企業のノウハウを教えてくれなんということを言われますが、そういうときに私が必ず答えるのが、そんな甘い

ものじゃないですよ。日本の中小企業の経営者というのは、何もぼこつとうまくいっているわけではなくて、本当に生活の中でずつと二十四時間経営のことを考え、自分の給料を減らしてでも社員の給料を上げる、それぐらいの努力をやつて初めて、日本の中小企業というのは日本のものづくりに支える基盤となつて活躍しているんですよ。そういうことを必ず説明をさせていただきますし、最近、日本の中小企業、SME、スモール・ミディアムサイズ・エンタープライズということと言われるわけですが、余りにも気軽に言われるので、少し英語の冊子でもつくろうかなと思つている。それは、日本の中小企業経営者というのはどういう頑張りをしているかというのを、というぐらい、私は、中小企業の経営について、非常に汗水垂らして大変な御努力をいただいているというふうに思っています。

ただ、一方で、明らかに、これは数字上、日本は廃業率というのはOECDの他の諸国に比べて非常に低いんです。この廃業率をただ単に上げるということを私は言っているのではなくて、もうこの仕事は今後将来性がないなという場合は、それにしがみつくのではなく、一旦廃業をして新たに開業する。日本の場合は開業率も低いんです。廃業率も下位。だから新陳代謝が進んでいない。日本の場合は大體五％前後ですか、廃業率も開業率も。これが他のOECD諸国の場合は十数％いつているわけありますから、やはりその程度の新陳代謝ということは考えていかなければいけない。ただ、自分はこの事業に非常に将来性があると思

つておられて頑張りたいという方々に關しては、我々は極力支援をしていきたいというふうに思います。

そういう中で、やはり、やむを得ず廃業するという方々に關してはいろいろな支援を考えていきたいと思ひますし、今回の信用補完制度の見直しの中で新たに撤退資金も支援をしていくことにしておりますし、経営者保証に關するガイドラインの活用を促して事業者への周知や相談対応、専門家の無料派遣なども行つていきますし、よろず支援拠点において廃業に關する相談対応ですとか、あるいは小規模企業共済からの廃業資金の貸し付けといった、さまざまなやむを得ず廃業される場合の支援策というのも講じているところであります。今回の見直しでは金融機関とのリスク分担も進めていくことにしておりますけれども、これは、中小企業と密接な取引關係にある金融機関が、廃業の支援も含めて、経営者と対話をしながら進めていくことを期待しているところであります。

また、一方で、廃業というのは必ずしも負の側面だけではなくて、大変厳しい選択肢ではありますけれども、早目に廃業の決断をすることによつて、本当にひどいところまでいかないで、その後生活資金を確保できるとか、あるいは、幾ばくかの余裕資金が残つて、その資金で、規模は縮小するけれどもまた新しい仕事にチャレンジをするとか、そういった廃業を前向きに考えるケースもあり得るといふふうに考へています。

政府としては、経営者の皆さんに、日本はやはり廃業というとか失敗したというレッテルが張

られて再起不能という感じになるわけですけれども、逆に早目に自分の事業の将来性というものを見詰め直して早目の気づきを促すとともに、本當の支援を必要とする中小企業には、先ほど申し上げたような廃業支援の施策というのをしつかりと温かい気持ちで行つていきたいというふうに思つております。

○中根（康）委員 今大臣が、日本の中小企業を紹介する英語版でもつくりたいな、これはもうぜひ実行していただいて、政府がそういうものをつくることによつて、日本の中小企業の信用、信頼が高まつて、どんどん海外にも展開できるし、日本の中小企業製品の販路開拓ということにも結びつくのであらうというふうに思ひますので、よろしく願ひいたします。

今やっている事業が、今はだめだけれども、でも、もしかしたら、こだわり続けていけばいずれまた認められることがあるかもしれないと思ひもあつたりして、日本の中小企業経営者は職人かたぎであつたりするものですから、ある意味そういうかたぎが、日本の中小企業というか日本の企業は国際的に比較してもかなり長寿だというようなことにもつながつていふうにも思ひますし、なかなか、今はだめだから撤退してもう一度再起をといふようなことは言つても、これも言うはやさく行はかたしというところもあるんだらうと思ひますので、温かみを持つてといふお言葉も今ありましたので、ぜひ寄り添う形で経営支援を行つていただく、また、退出支援といふようなことも行つていただきたいと心からお

願ひを申し上げます。

あわせて、これは、人手不足だからというようなことで、今働いている会社がなくなつてもすぐに別の会社が見つかる、就職口が見つかるというようなことでもないんだらうと思ひます。中小企業の従業員は、その技術を専門的にかどうか、まさにたくみのわざとして担つておられるわけでありますので、そのことについては得意だけれども、ではほかのところでは求人があるからそこへ行けばいいというようなことでもないわけでありまして、だからこそセーフティネット保証などこういう事業所を守つてきた、雇用を守つてきたということであらうと思ひます。

この生産性向上あるいは新陳代謝という側面から見て、では、働いている人に対する配慮はどうか、どういふふうには雇用を守つていくかといううなことについてどう考へているか、お聞かせいただければと思ひます。

○吉野政府参考人 お答えいたします。

ただいまの御指摘の点でございますけれども、今年度の中小企業白書におきましても分析されているとおり、中小企業が廃業ですとか事業譲渡を考へる際には、従業員の雇用、その生計が経営者にとつても重要な課題であると認識されているというところでございます。こうした課題に対応するためにも、経営者が早期に廃業等に係る気づきを得て、必要な判断を行うことは鍵になるといふうに考へてございます。

こうした経営者の取り組みを促すためにも、金融機関が中小企業に寄り添い、廃業支援も含めて

対話をしながら進めていくことが大事だというふうにも思いますけれども、これは一例なのでございますけれども、これは関東にありますある金融機関の例なんです、自社の事業の実態を客観的に把握するためのチェックリストを用意しまして、行員の方がそれを持って中小企業を訪ねて、中小企業の経営者と廃業について冷静に話し合う。経営者自身の気持ちを整理して、自社の次なる形をどうしていくのかということをお身に持って議論される。その結果として、計画的に廃業を進め、結果的には取引先に事業とともに従業員も引き取ってもらおう、こういうふうになったというケースもあったというふう聞いております。

ただし、私も、今回の保証協会の信用保証制度の見直しに当たりましても、金融機関によるそうしたサポートがさらに促されるように配慮していきたいと思っておりますし、また、私も自身が、先ほど大臣の方から御紹介がありましたようなさまざまな支援を進めるに当たりましても、事業者による雇用の配慮ということについてしっかりと御議論願いたいというふう考えているところでございます。

○中根（康）委員 次に、自治体の関係についてお尋ねしたいと思っておりますけれども、保証協会つき融資のうち、代位弁済に至った場合には自治体が保証協会に対して損失補償を行うこととされているものについては、自治体が回収納付金を受領する権利を有することとなるため、その求償権放棄等に際しては個別に地方議会の議決が必要となる。

これは、地方自治法の第九十六条で、「地方公

共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならぬ。」というもので、「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。」という項目があることに基づくものでありますけれども、このため、迅速な再生支援の妨げや再生の対応を諦めるといった行動につながりかねないことから、国から自治体に対して求償権放棄に係る条例の整備について要請を行い、検討がなされているところというところになっておりますけれども、その状況について御説明をいただければと思います。

○吉野政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおり、事業再生の局面では、スポンサー企業、金融機関や保証協会などの債権者が債権カットを含む再生計画に迅速に合意することが非常に重要であるということでございますけれども、その際、保証協会が保有する債権の中に地方自治体からの損失補償を受けているものが含まれる場合には、保証協会はその債権を放棄するため地方議会の議決が必要になるということでございます。

地方議会の議決が必要となりますと、個社名の公表によりまして、その会社の評判が悪化するおそれがあることで、手続に時間がかかり、迅速な再生の妨げになるということもございまして、一部の自治体においては、地方議会の議決を経なくとも、首長の権限で債権の放棄を認めることができる条例を整備しているということでございます。

こうした条例の整備を促すために、平成二十年

七月に中小企業庁から、その後、二十七年六月にも総務省、金融庁とともに文書による要請を行いました。それ以降も条例が未整備の自治体に対して継続した働きかけを行ってきております。

その結果、これまでに全国で半分程度の自治体において条例が整備され、残りの自治体についても、これは二十一自治体残っているんですが、対応を促すために、さらに昨年七月から中小企業庁と金融庁の管理職がこれらの自治体を個別に訪問しまして、趣旨を説明し、要請を行ってきたところ、この四月でございますけれども、香川県、奈良県で条例が制定されるなどの動きが見られ始めているところでございます。

○中根（康）委員 これは、そういう条例があれば企業立地、誘致にもメリットがあるような気がしますが、今なお、まだその条例の制定に二の足を踏んでいるという自治体があるということなんです、それはなぜ、どういう理由でそういうふうになっているんでしょうか。重ねてお尋ねして申しわけありません。

○吉野政府参考人 お答えいたします。

この件に関しましては、先ほど委員の方からも御指摘がありましたように、地方自治法で定められた県議会等の権限に属するものということでございます。当然ながら、各県ごとの、自治体ごとのお考えがありますので、それはそれとして尊重せざるを得ないと思っております。

実際、私どもがお伺いするところだと、過去の債権放棄の具体的なケース、例えば第三セクタ

一の解散等に当たりまして、難しい議論があった上にそういうふうな議決に至ったというなかなか苦々しい経験を有していらつしやる自治体もあるというふう聞いておりますので、そうしたところから抵抗感をお持ちのところもありますけれども、私どもとしては、引き続き、しっかりとこの必要性を説明してまいりたいというふうに考えるところでございます。

○中根（康）委員 引き続き、自治体に関することなんでしょうけれども、私の地元の愛知県岡崎市というところにおいては、岡崎市創業資金保証料補助金という制度がありまして、この内容は、信用保証料額の五〇％、上限二十万円、ただしということ、以下に該当する場合は五〇％に上乗せして八〇％、かさ上げた補助を行う。以下に該当するというものは、中心市街地に事業所を有する場合、シビックコア地区に事業所を有する場合、岡崎市の伝統工芸品に属する事業を行う場合、三十歳未満の創業者である場合。

こういうように岡崎市が掲げる政策実現に資するような場合には補助のかさ上げを行いながら保証料額を補助している、こういうような事例もあるわけでありまして、企業にとってメリットの大きいものであれば、まさに岡崎市が狙っているように、その自治体への企業立地の促進にもなるわけであろうと思えます。

こういうように自治体独自で保証料に対する補助を行っているというふうなものもどれぐらいあるかというふうなことを、全国的にどういうふうになっているかということを経産省が把握してい

ればぜひお聞かせをいただければと思いますし、また、岡崎市の場合が好事例と言えるかどうかはわかりませんが、こういった好事例を全国の自治体あるいは企業が情報を共有すること、これも必要なことであるし、重要なことでもあるというふうにも思いますけれども、中小企業庁、経産省としてどういうふうな把握をしておられるか、お聞かせいただければと思います。

○吉野政府参考人 お答えいたします。

信用保証制度における保証料につきましては、全国の中小企業がそれぞれの信用リスクに応じて定量的な評価のもとでの公平な保証料負担となるように運用、整備が進められてきておりまして、これによりまして、保証料のベースは、全国において九区分ごとに同率の設定となっております。

他方で、多くの保証協会では、今御紹介のありましたように、自治体からの財政支援を受けて、その重点施策等に基づく保証料率の引き下げが行われていると聞いております。

同じ愛知県の例でございますけれども、県の支援によりまして、小口資金ですとか創業資金等の保証料引き下げを講じるといった対応が行われているなど、各地域の特色に応じた措置が行われているものと承知をしております。

こうした保証料の補助でございますけれども、平成二十七年には、全国で、金額にしますと百七十三億円となっておりますし、これは保証協会の会計上、把握できないんですが、これ以外にも自治体が直接事業者に補助をされるというケースもあるというふう聞いています。

す。

このように、地域に根差した保証協会が自治体と連携して、地域の課題を資金面から解決すべく保証メニューを開発していくことは、地域経済の活性化にとっても有効であると考えておりますので、引き続きこうした対応を促してまいりたいと考えております。

○中根（康）委員 次に、これは先ほど近藤先生が指摘をされた点でもありますが、保証割合については、これは調査室がつくってくれた資料を見ての数字なんですけれども、アメリカは七五％、ドイツは六〇から八〇％、フランスは四〇から六〇％、イギリスは七五％、韓国は五〇から一〇〇％であるのに対して、日本は八〇から一〇〇％と、国際的に比較しても高いものになっておりますし、保証残高も二十六兆円ということでしょうが、大変多いものになっておりますけれども、こういう国際比較をした場合の保証割合であるとか保証残高、こういう点についてはどういふ見解を持っているか、御説明をいただければと思います。

○吉野政府参考人 お答えいたします。

まず、信用保証制度の保証割合につきまして、日本では、今御紹介ありましたとおり、一般保証では八〇％ということでありまして、アメリカでは七五と八〇、韓国では五〇から一〇〇ということ幅がありまして、若干高いかもしれませんが、数値だけを比べても日本が特別に高いというものではないと承知をしております。

また、日本の信用保証の残高は、対GDPで見

れば五・二％、アメリカの〇・四％といった数字に比べれば高い水準にあるのは事実でございますけれども、信用保証制度を評価するに当たりましては、それぞれの国の金融慣行、日本の場合には間接金融が非常に多いですか、それから中小企業向けの貸付残高の多寡でございますとか、あと、各国の中小企業金融全体における信用補完制度の位置づけといったさまざまな考慮すべき要素がある、その数値だけをもって日本の信用保証制度を評価することは適切ではないと考えております。

こうした点は、中小企業政策審議会において、信用保証制度の海外比較をテーマに議論したことがあるのでありますけれども、有識者の方々からは同様の考え方が示されているということでございます。

○中根（康）委員 改めて信用保証制度のことに
ついてお尋ねいたします。

私なりに信用保証制度の目的をまとめれば、技術や経営力はあるけれども、残念ながら、資金がない、担保がない、そういった事業所への支援を行うということ。

確かに、保証協会も、税理士連携短期継続保証というようなものなどで税理士や金融機関と経営支援を実施してきた実績もあるわけでありまして、けれども、やはり信用保証協会に求められているのは、柔軟な保証の実行であったり、あるいは、今もお触れいただいたような保証料の引き下げであったりというところで頑張っていたかどうかということであると思ひまして、必ずしも保証協会に対して経営支援が求められているというふうには今

まで思っておりませんでしたけれども、今回、この改正法案の中に、保証協会の役割として経営支援というものが盛り込まれたということでありまして、けれども、保証協会からの経営支援を受ければ保証を受けやすくなるということがあったり、あるいは保証料を低くしてもらえるとというようなことがあったりというメリットがあれば、それは保証協会からの経営支援も素直に受けとめることができるということになるかと思ひますけれども、今般の改正で保証協会が経営支援を行うということの意味合いを改めて御説明いただければと思います。

○吉野政府参考人 お答えいたします。

中小企業の経営支援につきましては、まず、中小企業と密接な取引関係にある金融機関が、過度に信用保証に依存せずに、事業性評価融資、その他、期中管理、コンサルティング機能の発揮といった本来の機能を果たしていくことが重要と考えております。

このため、今般の見直しにおきましては、金融機関がより前面に立つて、中小企業の経営改善、生産性向上を促していくという観点から、保証協会と金融機関の適切なリスク分担を促す措置を講じることとしております。

しかしながら、何らかの理由によりまして、金融機関による十分な支援がなされない場合には、保証協会のみならずも支援に積極的に乗り出すことが重要であると考えておりまして、このため、中小企業庁としましては、リスケ状態などの中小企業の経営改善を進めるべく、保証協会が外部専門

家を派遣して行う経営支援に補助を行うかどうか、それから、今般の改正法案におきまして、先ほど御指摘になりましたとおり、保証協会における経営支援の業務、これを法律上明記したところでございます。

保証協会による経営支援、経営改善が進められた一例を挙げれば、経営が行き詰まりつつあるレストランについて、保証協会は採算分析をし、外部専門家を外装、内装の改善をアドバイスしてリニューアルオープンにこぎつけたですか、それから、六つの金融機関から多くの借り入れをしてきた金属製品の製造業の方が、追加融資がなかなか受けられなかった、金融機関と調整に苦労していたところ、保証協会がメガバンクと協議の上、他の金融機関を一斉に集めて、経営改善計画の合意形成を図り、黒字転換を果たしたところでございますけれども、こうした経営支援を行った結果として、もちろんでございますけれども、保証協会もしっかり保証をつけて対応しているということでございます。

○中根（康）委員 次に、きょうは、お忙しいところ財務省にもお越しをいただいております、北神理事の直接の上司であったということ、きょうは久しぶりの面会というか、ということ、僕はいい機会をつくったなと思っておりますけれども。

赤字企業でも納めなくてはならないのが社会保険料や消費税だということですが、消費税は事業者にとっては預かり金ということではありますけれども、実態は、中小企業は消費税分を受

け取っていない場合も多いわけでありませう。それは、付加価値を十分価格に転嫁できなくて、結果的に消費税分を受け取っていないということになるというふうにも僕は考えておりますし、あるいは、経産省も転嫁Gメンというようなことで御努力をいただいておりますけれども、まだまだそのGメンの目の行き届いていないというようなところもあるかと思えます。

そういうことになると、本来あるはずの消費税分がないわけでありまして、建前は消費税として預かっているお金を運転資金に回さざるを得ないという実態があるのであるかと思えます。そうすると、消費税納税のために金融機関から借入れを起さなくてはならないとか、あるいは、消費税の場合は分割払いをしないと滞納扱いになってしまうって、納税証明がでずに、金融機関の審査で評価が下がるというようなこともあるかと思っております。

財務省にお聞きしたいのは、まずは数字なんですけれども、消費税の滞納状況はどれぐらいか、うち、中小企業分はどれぐらいかということ。そして、これはぜひお願いなんですけれども、消費税の納付方法は年一回か二回ということになっておりますが、一回か二回だと、期間が長いと、それまでの間に運転資金としてどうしても使ってしまう、使い込んでしまうとおかしいんですが、使ってしまうということになりますので、滞納を予防するために、毎月払いを可能にするか、納付方法を、中小企業の現場の声を聞いて選択肢をふやしていくというようなことを御検討いただければ

ばというふうにも思いますが、いかがでしょうかということもございます。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

まず、消費税の滞納額についてお答え申し上げます。

平成二十七年年度末の消費税の滞納残高につきましては三千三百四十億円でございます。対前年比で百三十八億円の減少となっておりますでございます。

なお、消費税の滞納残高は、平成十二年以降十六年連続の減少となっております。ピークであった平成十七年度末の五二・八%まで減少しているところでございます。

お尋ねのございました中小事業分に係ります消費税の滞納残高につきましては、把握していませんのでございます。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

何点か御指摘を頂戴いたしました。

先生御指摘のとおり、消費税につきましては、価格に転嫁することによって消費者の方に御負担いただくというのがまず大原則でございます。そういった意味では、御指摘いただきましたけれども、転嫁対策の特別措置法がございますので、これは中小企業さん等々と一緒になって引き続きしっかりと対応していきたいというのがまず一点目でございます。

その上で、納付の利便性向上ということについても御指摘を賜りました。

これについても、先生御承知のとおりだと思いますけれども、中間申告の義務のない事業者の方

にも、今、自主的な中間申告の制度というのを十六年の四月から導入させていただいております。今先生からも御提案いただきましたけれども、中小事業者が納税しやすい環境整備をするということ、我々としても必要だと思っております。その際に、ただ、一方で、事業者の申告納付事務が負担増になるということになってもいけないので、さまざまな観点から、よく事業者の方の意見を十分踏まえる必要があると思っております。

○中根（康）委員 ありがとうございます。

ところで、やはりこれも調査室のつくってくださった資料を見ておまして、「信用補完制度の関係図」というものを見ていたんですけれども、政府の監督下にあつて、補助金が出ている全国信用保証連合会というものがあるということなんですけれども、これは、全国五十一の保証協会のほかに、これを束ねるような形なんだろうと思えますけれども、この連合会の存在とどうか、この連合会の役割はどのようなものかということをお教えいただければと思います。

○吉野政府参考人 お答えします。

全国信用保証協会連合会でございますけれども、信用保証協会の健全な発達を図り、もって中小企業者等に対する金融の円滑化に資することを目的として運営されている組織でございます。

具体的な業務としましては、信用補完制度の運用に関する主務省庁や日本政策金融公庫との連絡調整、保証制度の新設、改廃時における関係機関との連絡調整、それから保証協会業務に関する統

計、データの取りまとめ、さらには、保証協会職員向けの研修を通じたスキルアップ支援、こういったところを行っているところでございます。

○中根（康）委員 必要のないものではないというところでありますが、こういうものが大体、先ほどステレオタイプというふうに近藤先生が表現されましたけれども、天下一があつたり、必要のない補助金が出されていたりということにつながるケースも多々あるわけでありますので、十分役割を、責任を果たしていただけますように期待を申し上げます。

もう時間がなくなつてまいりましたので、少し急いで質問いたします。

先般の地域未来投資法案でも議論したわけでありますけれども、これからはサービス産業が成長の柱となる。ただ、サービス業は製造業に比べて事業性評価が難しい。したがって、金融機関からのプロパー融資が確保しにくいということもあるかと思えます。サービス産業の生産性向上を進めるため、信用保証制度、あるいはほかの施策も含めて、どういうふうに支援をしていくかということ。

あわせて、二〇二〇年のオリパラに向けて、まちづくりにおいても商品づくりにおいても、バリアフリー化であるとか、あるいはユニバーサルデザインというものが促進をされていくということになると思えます。ここに新たなビジネスチャンスが発生し、起業、創業もふえていくと思われれます。企業のバリアフリー化あるいはユニバーサル事業というものも、ぜひ事業性を正当に、あるい

は高く評価して、積極的に保証してほしいというふうにも思うわけであります。このような分野に取り組むNPO法人への支援もしっかりと行っていたらければというふうに期待をするわけであります。

こういうサービス産業、あるいはサービス産業を担うNPO法人、あるいはユニバーサルデザイン、バリアフリー化に取り組む事業者への保証というものに対する取り組みをどのように考えているか、お聞かせをいただければと思います。

○世耕国務大臣 今回の法改正では、やはり信用保証によつて中小企業の資金需要にきめ細かく対応するとともに、信用保証協会と金融機関が連携して中小企業への経営支援を強化することによつて、中小企業の経営改善、生産性向上につながるとなっております。サービス産業はまさにこの中小企業の比率が非常に高い業種でありますので、そういう意味で、今回の法改正がサービス産業の生産性向上に資するものだというふうに考えています。

また、特に、先ほど、日本全体は開業率、廃業率が低いと申し上げましたが、サービス産業は割と身軽に開業業が行われていて開業率が非常に高い業種でありますので、創業関連保証という分野の拡充も今回行われますので、より生産性の高いサービス分野への開業というのをも促すことができるのではないかと考えています。

また、バリアフリーですとかユニバーサルデザイン化、あるいはNPOの資金需要といった多様な資金ニーズにも適切に支援を引き続き行つてい

けるようにしていくことが重要だというふうに考えております。

○中根（康）委員 時間が来たので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。